

倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第14号

倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年倉吉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 市営住宅 市が供給する公営住宅及び小集落改良住宅をいう。</u></p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、第8条第3項又は前条第2項の規定による決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市長に請書を提出すること。</p> <p><u>(2) 連帯保証人を立てること、保証委託契約の締結その他の市長が適当と認める家賃の支払に係る債務に関する保証を付すこと。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した者以外の者(入居後、入居者又は同居者が出産した子を除く。)を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 市単独住宅 市が、国の補助を受けることなく単独で設置した住宅をいう。</u></p> <p><u>(4) 市営住宅 市が供給する公営住宅、小集落改良住宅及び市単独住宅をいう。</u></p> <p><u>(5)～(8) 略</u></p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、第8条第3項又は前条第2項の規定による決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。)1人の連署する請書に当該連帯保証人の収入証明及び印鑑証明、入居決定者の印鑑証明を添えて提出すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅<u>(市単独住宅を除く。以下第14条までにおいて同じ。)</u>の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した者以外の者(入居後、入居者又は同居者が出産した子を除く。)を同居さ</p>

<p>設省令第19号) <u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第13条 略 2～5 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 略 2・3 略</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 社会福祉事業等使用許可に係る市営住宅の使用に当たっては、第16条、第17条、第19条から第23条まで、第26条、第35条及び第39条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「入居した日」とあるのは「使用期間の始期」と、「第40条第1項」とあるのは「第53条」と読み替えるものとする。</p>	<p>せようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号) <u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定は、市単独住宅の同居の承認について準用する。この場合において、「市営住宅（市単独住宅を除く。以下第14条までにおいて同じ。）」とあるのは「市単独住宅」と、「当該市営住宅」とあるのは「当該市単独住宅」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第13条 略 2～5 略</p> <p>6 <u>前各項の規定は、市単独住宅の入居の承継の承認について準用する。この場合において、第1項中「市営住宅」とあるのは「市単独住宅」と、同項、第3項及び第4項中「当該市営住宅」とあるのは「当該市単独住宅」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 略 2・3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、市単独住宅の家賃の決定について準用する。この場合において、第1項中「市営住宅」とあるのは「市単独住宅」と、「当該市営住宅」とあるのは「当該市単独住宅」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(公営住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 <u>前項の規定は、市単独住宅の用途の廃止による市営住宅への入居の際の家賃の減額について準用する。この場合において「法第44条第3項の規定による公営住宅」とあるのは「市単独住宅」と、「公営住宅」とあるのは「市単独住宅」と、「当該公営住宅」とあるのは「当該市単独住宅」と「第14条第1項」とあるのは「第14条第4項の規定により準用する同条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第50条 社会福祉事業等使用許可に係る市営住宅の使用に当たっては、第16条、第17条、第19条から第23条まで、第26条、第35条及び第39条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、<u>第16条第1項中「第11条第4項」とあるのは「第48条第2項」と、「入居した日」とあるのは「使用期間の始期」と、「第</u></p>
---	--

(管理の代行)

第53条 略

2 略

3 前項の規定により管理代行者が行う管理代行住宅等の管理の事務に係るこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
略		
第4条、第8条、第9条、第10条、第11条(第1項第2号を除く。)、第12条、第13条、第19条、第23条、第25条、第26条、第30条第1項及び第4項、第32条、第34条、第39条、第40条、第56条	略	

(指定管理者による管理)

第54条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、別表第1に掲げる小集落改良住宅及び共同施設(以下「指定管理住宅等」という。)の管理を行わせることができる。

2 略

別表第1 (第3条、第47条、第53条、第54条関係)  
(1)・(2) 略

40条第1項」とあるのは「第53条」と読み替えるものとする。

(管理の代行)

第53条 略

2 略

3 前項の規定により管理代行者が行う管理代行住宅等の管理の事務に係るこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
略		
第4条、第8条、第9条、第10条、第11条(第1項第1号は除く)、第12条、第13条、第19条、第23条、第25条、第26条、第30条第1項及び第4項、第32条、第34条、第39条、第40条、第56条	略	

(指定管理者による管理)

第54条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、別表第1に掲げる小集落改良住宅及び市単独住宅並びに共同施設(以下「指定管理住宅等」という。)の管理を行わせることができる。

2 略

別表第1 (第3条、第47条、第53条、第54条関係)  
(1)・(2) 略  
(3) 市単独住宅

名称	位置
余戸谷町住宅	倉吉市余戸谷町

(倉吉市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(入居の手続)  
 第11条 入居決定者は、第7条第2項又は前条第2項の決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。  
 (1) 市長に請書を提出すること。  
 (2) 連帯保証人を立てること、保証委託契約の締結その他の市長が適当と認める家賃の支払に係る債務に関する保証を付すこと。  
 (3) 略  
 2～5 略

(入居の手続)  
 第11条 入居決定者は、第7条第2項又は前条第2項の決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。  
 (1) 規則で定める資格を有する連帯保証人(連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。)の連署する請書を提出すること。  
 (2) 略  
 2～5 略

(倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年倉吉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(個人番号の利用範囲)            第4条 次の表の左欄に掲げる市の機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7・8</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略            3 次の表の第1欄に掲げる市の機関は、同表の第3欄に掲げる保有事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載し、又は記録された同表の第2欄に掲げる特定個人情報を、同表の第4欄に掲げる利用事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他</p>	機関	事務	1～5	略	6	削除	7・8	略	<p>(個人番号の利用範囲)            第4条 次の表の左欄に掲げる市の機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">倉吉市営住宅の設置及び管理に関する市条例に規定する市単独住宅(同条例第2条第3号に規定する市単独住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7・8</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略            3 次の表の第1欄に掲げる市の機関は、同表の第3欄に掲げる保有事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載し、又は記録された同表の第2欄に掲げる特定個人情報を、同表の第4欄に掲げる利用事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他</p>	機関	事務	1～5	略	6	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する市条例に規定する市単独住宅(同条例第2条第3号に規定する市単独住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	7・8	略
機関	事務																
1～5	略																
6	削除																
7・8	略																
機関	事務																
1～5	略																
6	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する市条例に規定する市単独住宅(同条例第2条第3号に規定する市単独住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて規則で定めるもの																
7・8	略																

の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
1～5 略			
6	削除		
7・8 略			

4 略

の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
1～5 略			
6 市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの	住民基本台帳事務	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例による市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係事務	
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係事務	
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係事務	
7・8 略			

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による市単独住宅の廃止に伴う市営住宅への入居の際の家賃の減額については、同条の規定による改正前の倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例第38条第2項の規定の例による。